

一般社団法人神奈川県剣道連盟 報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県剣道連盟(以下「当法人」という)の定款に基づき、職務遂行上必要とする旅費・交通費および報酬として支給する日当または謝金につき必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 報酬は、当法人の主催する(1)ないし(7)の行事においてその業務を行った場合に支給するものとし、支給額はそれぞれ別表に定める。なお、必要に応じ前渡しすることができる。

- (1) 会長の命により視察、研究、会議等およびこれらに準ずる出張用務に従事する場合
 - (2) 会長の命により県又は県連盟およびこれに準ずる代表として「ブロック」以上の全国大会に審判、監督、選手として出場する場合
 - (3) 会長の命により県代表として選ばれた選手の強化等に従事する場合
 - (4) 会長の命により県内における講習、審査会、大会、合同稽古に講師、審査員、審判員、指導員、その他勤務員として業務に従事する場合
 - (5) その実費を賄う必要があると会長が特に認めた場合、この場合判断につき合理的な理由を幹部会議または理事会で説明する
 - (6) 関連諸団体等の会議等に出席した理事、常任理事、幹部および会長が認めた者
 - (7) 総会、理事会、支部長会、事務局長会、幹部会並びに委員会等に出席した者
 - (8) 役員等が事務局におもむき、必要に応じ業務、会議を行った場合
 - (9) この規約に定める以外の場合は幹部会議において検討・支給することができるものとする。
ただし、支給後に行われた直近の理事会において当該支給について報告をし、承認を得るものとする。
- 2 前各号の経費中、他団体から支給された者についてはその差額を支給することができる。
- 3 金額については、別表に掲げるとおりとする。
- 4 旅費・交通費は別途支給する。特に指定が無い場合は実費相当とする。

(報酬の控除)

第3条 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

別表 1 県外における視察・研究・会議等

旅 費	実 費	(急行・特急・座席指定・航空料金・船賃およびバス・タクシー代を含む)
宿泊費	一泊	15,000 円もしくは実費
日 当	一日	7,000 円

別表 2 全国諸大会

旅 費 実 費 (急行・特急・座席指定・航空料金・船賃およびバス・タクシー代を含む)
 宿泊費 一泊 15,000 円もしくは実費
 日 当 一日 7,000 円
 ただし諸大会において宿泊料が規定されている場合は規定料金による。

別表 3 県内外強化訓練

旅 費 実 費 (急行・特急・座席指定・航空料金・船賃およびバス・タクシー代を含む)
 宿泊費 実 費
 日 当 一日 5,000 円

別表 4 神奈川県内実施の講習会・審査会等における報酬

- ・本部係員のうち事務局員においては週日勤務との代替勤務もしくは契約に含まれる場合はこの報酬は支払われない
- ・1日とは実働時間が4時間を超える場合、半日とは4時間に満たない場合とする
- ・交通費は別途実費相当を支払う
- ・但し、支部段審査(初段～三段)時の係員については旅費・交通費を含む報酬とする
- ・各表中の役員は連盟役員の意味ではなく講習会、大会等における役員を意味する
- ・支部係員、学生等への支払いは丙欄適用とし、税徴収対象としない

講習会

単位:円

報 酬 額	役員、講師、本部係員	支部係員
1 日	7,000	4,000
半 日	5,000	3,000

講師には主任講師、講師をふくむ

審査会

単位:円

報 酬 額	役員、審査員、本部係員	支部係員
1 日	7,000	4,000
半 日	5,000	3,000

審査員には審査委員長、審査主任、審査員をふくむ

大 会

単位:円

報 酬 額	役員、審判員、本部係員	支部係員
1 日	7,000	4,000
半 日	5,000	3,000

審判員には審判長、審判主任、審判員を含む

合同稽古

単位:円

報 酬 額	範 士	教士八段	本部係員
1 日	7,000	5,000	2,000

基本稽古指導者は称号該当額とする

剣道形報酬

関東大会以上 8,000 円

県下大会 5,000 円

・この報酬は審判等の報酬とは別途支払われる

別表 5 連盟役員・委員の事務局勤務

単位:円

報 酬 額	会長、専務理事、その他の役員	委 員
1 日	8,000	6,000
半 日	6,000	5,000

- ・役員、委員ではない会員が同様に勤務した場合は委員に準じて扱う
- ・会長が事務局勤務により得る日当は月当たり 12 万円を限度とする
- ・専務理事が事務局勤務により得る日当は月当たり 15 万円を限度とする

別表 6 会議出席(全員同額)

総会、理事会、支部長会議、事務局長会、委員会等 2,000 円

(これらの会議は丙欄適用とし、税徴徴収対象としない)

審議員会議、選考会議、幹部会議、 5,000 円

上記以外の会議は理事会に準じた金額とする

別表 7 県内における役員、委員の公用による出張 8,000 円

備考

- ・上記金額は全て源泉徴収税額控除前の金額である。
- ・複数の行事、会議などに同日、出席した場合は両方の謝金を支払う
- ・上記の場合、交通費は 1 回分のみとする

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。